

注意
情報！

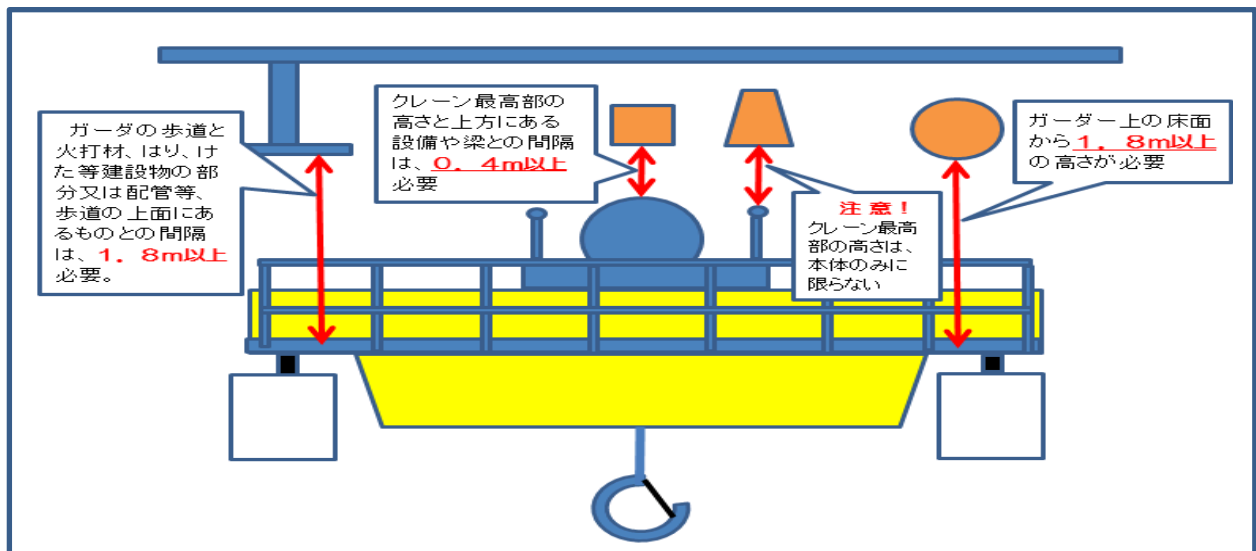
天井クレーン等を設置している 事業場のみなさまへ

クレーン等安全規則第13条では、建設物の内部に設置されている天井クレーンや橋形クレーン等の走行クレーン(クレーンガーダを有しないもの及びクレーンガーダに歩道を有しないものを除く。)と建設物等との間隔が規定されておりますが、他県では、これらの法定間隔を確保していない天井クレーンのガーダ上で点検作業を実施していた作業員が、クレーンガーダの歩道の手すりと建物の梁との間に身体の一部がはさまれる死亡災害が発生しております。

天井クレーンを設置している事業者におかれましては、定期自主検査時等に、クレーン等安全規則第13条で定められている法定間隔が確保されていることを確認してから作業を行うようお願いいたします。(下図参照)

なお、近年、建物内部の改造や天井付近に設置されている電気設備及び配管レイアウト等の変更等により、クレーン等安全規則第13条の走行クレーンと当該建設物又はその内部の設備との間隔が確保されていない状況が見受けられております。

これらは、すべて法律違反として性能検査の際に**不合格**とされた事案も報告されています。



【クレーンに関する経過措置】

次の走行クレーンについて、第13条の規定は適用しません。

- ① 昭和37年11月1日において建設物の内部に設置されていた走行クレーン
- ② 昭和37年11月1日において設置の工事が行われていた走行クレーン
- ② 昭和37年11月1日において存していた建設物の内部のランウェイに設置される走行クレーン他

※ 性能検査では、上記における法定間隔が無い場合「**不合格**」となり、有効期間満了日までには是正できない場合は、所轄労働基準監督署に「**休止報告**」を提出いただくこととなります。

※ 「**休止報告**」を所轄労働基準監督署に提出された場合は、その後、労働基準監督署による「**使用再開検査**」を受検し、**合格**してから使用可能となります。

※ 性能検査での指摘事項に対し、有効期間満了日までに何ら是正措置を講じず、「**休止報告**」の提出も行わない場合は、**有効期間切れ**となり「**廃止**」となりますので、ご注意ください。

※ 是正が困難な場合には、お早めに所轄労働基準監督署へご相談ください。

(主な連絡先は、裏面に掲載しています。)



神奈川県労働局・労働基準監督署

クレーン関係の相談・連絡先

労働局

神奈川県労働局労働基準部安全課（電話 045-211-7352）
神奈川県横浜市中区北仲通5-57

労働基準監督署

労働基準監督署	管轄区域	住 所	電話番号
横浜南	横浜市（中区、南区、磯子区、港南区、金沢区）	横浜市中区北仲通5-57 横浜第二合同庁舎9階	045-211-7375
鶴見	横浜市（鶴見区）※扇島の「川崎南管轄」を除く	横浜市鶴見区鶴見中央2-6-18	045-501-4968
川崎南	川崎市（川崎区、幸区）、横浜市鶴見区扇島	川崎市川崎区宮前町8-2	044-244-1271
川崎北	川崎市（中原区、高津区、宮前区、多摩区、麻生区）	川崎市高津区溝口1-21-9	044-382-3191
横須賀	横須賀市、三浦市、逗子市、三浦郡葉山町	横須賀市新港町1-8 横須賀地方合同庁舎5階	046-823-0858
横浜北	横浜市（西区、神奈川区、港北区、緑区、青葉区、都筑区）	横浜市港北区新横浜3-24-6 横浜港北地方合同庁舎3階	045-474-1252
平塚	平塚市、伊勢原市、秦野市、中郡大磯町、中郡二宮町	平塚市浅間町10-22 平塚地方合同庁舎3階	0463-43-8615
藤沢	藤沢市、茅ヶ崎市、鎌倉市、寒川町	藤沢市朝日町5-12 藤沢労働総合庁舎3階	0466-23-6753
小田原	小田原市、南足柄市、足柄上郡、足柄下郡	小田原市浜町1-7-11	0465-22-7151
厚木	厚木市、海老名市、大和市、座間市、綾瀬市、愛甲郡	厚木市中町3-2-6 厚木Tビル5階	046-401-1641
相模原	相模原市	相模原市中央区富士見6-10-10 相模原地方合同庁舎4階	042-752-2051
横浜西	横浜市（戸塚区、栄区、泉区、旭区、瀬谷区、保土ヶ谷区）	横浜市保土ヶ谷区岩井町1-7 保土ヶ谷駅ビル4階	045-332-9311